

## 東京農工大学同窓会部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京農工大学同窓会会則第9条に基づき部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関して必要な事項について定める。

(部会・同好部会)

第2条 同窓会活動の活性化を図るため、会員の卒業時の学科又は修了時の専攻（以下「学科等」という。）を単位とした部会（以下「部会」という。）を置く。

2 その他、活動内容の類似した会員集団、又は、同好の会員集団からなる部会（以下「同好部会」という。）を置くことができる。

3 前項の同好部会の設置に関して必要な事項は、別に定め、常務理事会で審議をし、承認された同好部会については総会で報告する。

第3条 部会・同好部会には部会長を置き、部会長は部会を統括し、部会の活動を推進する。

第4条 部会は、原則として学科等の再編統合に合わせて改廃するものとする。

2 前項は、常務理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

(支部)

第5条 同一地域に在住する会員の同窓会活動の活性化のため、各都道府県を単位とした支部を置く。なお、現存する職域集団の支部については、従前の取り扱いとする。

2 前項の他、海外に支部を置くことができる。

3 前項の支部の設置に関して必要な事項は、別に定め、常務理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

第6条 支部には支部長を置き、支部長は支部を統括し、支部の活動を推進する。

(部会・同好部会・支部運営経費補助)

第7条 部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-1及び1-2に定めた部会及び支部活動を運営補助として交付する。ただし、同好部会の部会活動費は、各部会に一律2万円の基本金額を運営補助として交付するが、会員数に応じた会員数金額は運営補助として交付しない。

2 交付を受けた部会及び同好部会並びに支部は、年度末までに実施報告書により活動状況を報告するものとする。

第8条 部会及び支部が総会を開催する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を運営補助として交付する。

2 前項の開催に当たって、部会及び支部からの申請に基づいて常務理事又はこれに代わる者を派遣する。

第9条 部会及び支部が講演会等を開催するに当たって、会員外の者（他部会・他支部の会員を含む）が講演する場合、部会及び支部からの申請に基づいて、別表1-3に定めた金額を補助する。

(事務)

第10条 部会・支部等の設置、廃止及び活動費等に関する事務は、事務局において処理する。

附則

この規程は、「中退者に対する納入会費の返金取扱」（昭和63年8月24日常務理事会）、「還元金廃止に伴う規則改正について」（平成20年5月24日会則一部改正）、「部会・支部総会開催に伴う「補助金」及び「祝金」の交付についての申し合わせ」（平成20年2月1日常務理事会）、「部会・支部総会における講演会開催に伴う「謝金（交通費含む）」交付についての申し合わせ」（平成21年12月15日常務理事会）を基に平成24年5月26日制定、平成24年4月1日より施行する。

(平成24年12月14日一部改正 ①集団部会の条項を挿入 ② 集団部会の設置は、常務理事会で承認し、総会に報告 ③ 集団部会の部会活動費を一律2万円とした)

(この別表1-3の一部改正は、平成25年10月25日に制定し平成26年4月1日から施行する。

部会・支部総会運営補助金および常務理事等派遣による総会祝金を1万円増額)

(この別表1-1,1-2の一部改正は、平成26年2月13日に制定し、平成26年4月1日から施行する。(部会・支部活動費の基本金額を1万円増額))

(平成27年7月17日一部改正 集団部会の名称を同好部会に改称)